

議案第 88 号

芽室町固定資産評価審査委員会条例中一部改正の件

芽室町固定資産評価審査委員会条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 4 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

芽室町固定資産評価審査委員会条例（平成13年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「署名押印」を「署名」に改める。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第 8 項中「署名押印」を「署名」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「署名押印」を「署名」に改める。

第 11 条第 1 項中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

行政手続きにおける町民の負担軽減及び利便性向上を目的に、町例規に定める押印の省略に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p><u>4</u> 一略一</p> <p><u>5</u> 一略一</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載しなければならな</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p><u>4</u> <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 一略一</p> <p><u>6</u> 一略一</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載し、提出者がこれに</u></p>

改正案	現 行
<p>い。            (1)～(3) 一略—            6・7 一略—            8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。            (1)～(5) 一略—</p> <p>(実地調査)            第9条 一略—            2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。            (1)～(4) 一略—</p> <p>(議事についての調書)            第10条 一略—            2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。            (1)～(4) 一略—</p> <p>(決定書の作成)            第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名した決定書を作成しなければなら</p>	<p><u>署名押印しなければならない。</u>            (1)～(3) 一略—            6・7 一略—            8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。            (1)～(5) 一略—</p> <p>(実地調査)            第9条 一略—            2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。            (1)～(4) 一略—</p> <p>(議事についての調書)            第10条 一略—            2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。            (1)～(4) 一略—</p> <p>(決定書の作成)            第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければな</p>

改正案	現 行
<p>い。 (1)～(4) 一略一 2 一略一 <b>附 則</b> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>らない。 (1)～(4) 一略一 2 一略一</p>